

## 第 3 回

# 富里市農業委員会議事録

令和 5 年 3 月 8 日（水）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第3回）

日 時 令和5年3月8日（水）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
  - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
  - 5 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
  - 6 議案第5号 非農地判断について

農業委員

出席（8名）

|     |   |   |   |     |     |   |   |       |
|-----|---|---|---|-----|-----|---|---|-------|
| 1 番 | 関 | 利 | 之 | 2 番 | 伊   | 井 | 義 | 則     |
| 3 番 | 塩 | 澤 | 英 | 一   | 4 番 | 篠 | 原 | 美 恵 子 |
| 5 番 | 相 | 川 | 克 | 義   | 6 番 | 森 | 田 | 孝 子   |
| 7 番 | 田 | 上 | 友 | 子   | 8 番 | 藤 | 崎 | 芳 久   |

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和５年第３回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は８名中８名ですので、会議は成立しております。

(午後１時２５分)

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第１ 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第１４条第２項の規定により、議長において指名します。

伊井 義則 君、塩澤 英一 君、以上の諸君にお願いします。

---

◎議案第１号

議 長 日程第２ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、区分地上権設定１を議題とします。

なお、本件については、議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定１と関連がありますので、一括議題といたします。採決は議案第１号 区分地上権設定１、議案第２号 一時転用を伴う賃貸借権設定１で分割して行います。議案第１号 農地法第３条区分地上権設定１及び議案第２号 農地法第５条一時転用を伴う賃貸借権設定１について、田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい、議長。

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請、区分地上権設定１について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

申請概要は議案記載のとおりです。権利者は営農型太陽光設備の設置になります。本件は継続案件なので施設は既に設置済みです。申請理由として、義務者は権利者の要望によることです。

申請地の位置は、特別養護老人ホーム九十九荘から西へ約２５０メートル位行った先に位置します。境界、進入路は確保されており、第三者の権利もありませんので許可相当と考えます。

次に議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請、一時転用を伴う賃貸借権設定１について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

申請概要は議案記載のとおりです。畑8,497平方メートルのうち、88.275平方メートルを一時転用とする内容です。農振農用地に該当し、営農型太陽光設備の設置になります。本件は継続案件なので施設は既に設置済みです。農地に対する違反はなく、撤去費用についても見積を上回る残高証明の添付がされており、こちらについても許可相当と考えます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関 委員 一時転用期間中の農作物の収量報告、第4号様式の報告状況について確認します。

議 長 事務局。

事務局 はい、議長。

今回の申請とは別に、年1回の千葉県調査に係る提出は受けており、今年度については、反収見込がないとの報告を受けています。

議 長 よろしいですか。

関 委員 わかりました。

議 長 ほかに意見はありませんか。

相川委員 先日の現地調査の際に確認したところ、シキミが植えてはあったが、結構枯れている状況のため、農業委員会として何か指導できないのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 はい、議長。

農業委員会としましては、農地としての適正管理までとしており、太陽光の下部農地については、年に1回千葉県に報告することとなっているため、今回の更新審査を含め営農等の指導につきましても報告書の提出と合わせて、千葉県より指導するようお願いします。

議 長 よろしいですか。

相川委員 わかりました。

議 長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条区分地上権設定1について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議長 次に、議案第2号 農地法第5条 一時転用を伴う賃貸借権設定1について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。なお、議案第1号 区分地上権設定1については、千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議案第1号 区分地上権設定1を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し付することとします。

---

議長 次に、賃貸借権設定1を議題とします。

田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、賃貸借権設定1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

申請概要は議案記載のとおりです。権利者は主に睦沢町、茂原市、八街市で営農しています。申請地は、NTT東日本十倉交換局から南東へ600メートルほどに位置します。現況は農地として手入れはされていませんでしたが、トラクターで耕せば農地として利用できると判断しました。境界、進入路は確保されており、第三者の権利もありません。賃借料は年額約33万4千円です。権利者は、現在、水稻、サツマイモを作付けしており、同様にサツマイモの作付けを行うとのことです。面積は適当、全面を耕作するため適当な耕作と言えます。農機具は一式保有、労働力は雇用が9人、年間延べ1,022日、通作距離は約36キロメートル、車で55分程度です。

以上のことから許可相当と考えます。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議長 長 次に、農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2を議題とします。

なお、本件については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定2と関連がありますので、一括議題といたします。採決は議案第1号 区分地上権設定2、議案第2号 一時転用を伴う賃貸借権設定2で分割して行います。議案第1号 農地法第3条区分地上権設定1及び議案第2号 農地法第5条一時転用を伴う賃貸借権設定2について、田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、区分地上権設定2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

申請概要は議案記載のとおりです。権利者は営農型太陽光設備の設置になります。義務者は権利者の要望によるとのことです。

申請地の位置は、先程説明しました賃貸借設定1と同じです。権利者は三重県四日市市で太陽光発電設備の運営管理を行っている会社で、過去に陸沢町において営農型太陽光発電設備の実績があります。境界、進入路は確保されており、第三者の権利もなく許可相当と考えます。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請、一時転用を伴う賃貸借権設定2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

申請概要は議案記載のとおりです。畑7,589平方メートルのうち、3,455平方メートルを一時転用とする計画です。農振農用地に該当し、営農型太陽光設備の設置になります。農地に

対する違反はありません。賃借料は年総額33万4千円です。工事期間は許可後から6月末を予定しています。転用期間は適当、農地復元誓約書も添付されており、周辺地権者への説明も実施済みで、土砂流出対策としてはブロック積みで防止します。土砂の搬入はなし、ガス、粉じん等の発生予定もなく、防災対策については周囲の安全に努めるとのことです。撤去費用についても見積を上回る残高証明の添付がされており、こちらについても許可相当と考えます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条区分地上権設定2について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議 長 次に、議案第2号 農地法第5条一時転用を伴う賃貸借権設定2について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。なお、議案第1号 区分地上権設定2については、千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議案第1号 区分地上権設定2を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し付することとします。

---

議 長 次に、賃貸借権設定2を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、賃貸借権設定2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

申請概要は議案記載のとおりです。申請理由は、権利者が経営規模拡大、義務者が経営規模の縮小です。申請地は、ローソン富里十倉店から北へ約250メートルに位置し、農地で整地されていきました。境界杭も確定しており、進入路も市道により確定され第三者の権利もありません。権利者の要件につきましては、議案2ページで説明しており省略させていただきます。会社から申請地まで約36キロメートル、車で55分程度です。

以上のことから許可相当と考えます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議長 次に、農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定3を議題とします。

なお、本件については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定3と関連がありますので、一括議題といたします。採決は議案第1号 区分地上権設定3、議案第2号 一時転用を伴う賃貸借権設定3で分割して行います。議案第1号 農地法第3条区分地上権設定3及び議案第2号農地法第5条一時転用を伴う賃貸借権設定3について、森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、区分地上権設定3について、現地調

査及び書類審査の報告をいたします。

申請概要は議案記載のとおりです。申請理由として、権利者は営農型太陽光設備の設置し売電事業を行いたい。義務者は後継者もないことから、経営規模の縮小をしたいとのこと  
です。

申請地等については、賃貸借権設定２と同様になります。また、権利者の法人要件、事業要件、その他要件は議案の３ページで説明したとおりとなります。

次に、議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請、一時転用を伴う賃貸借権設定３について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

申請概要は議案記載のとおりです。申請地及び関係書類についても区分地上権設定３と同様です。転用用途は、営農型太陽光発電施設用地で賃貸借権設定、概要は太陽光発電設備で枚数等については記載のとおりです。

選定理由は、採光等自然条件に恵まれた土地であること、申請農地以外での利用可能な土地がないとのこと。また、進入路の確保や境界杭も確定しており、事業総額を上回る残高証明の添付がされていました。

工事期間は許可後から２か月を予定しています。周辺農地への支障については、太陽光発電事業のため影響はないと思われませんが、隣接農地の方へ説明し意見はないとのこと。土砂流出対策はブロック積みで流出を防ぎ、防災計画は周辺の安全を確保した上で事業を行う、ガス、粉じん等の発生予定もなく、排水計画について雨水は宅地内浸透、日照、通風等による支障なし。転用期間は適当。農地復元誓約書も確認しました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第１号 農地法第３条区分地上権設定３について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議長 次に、議案第２号 農地法第５条一時転用を伴う賃貸借権設定３について採決しま

す。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。なお、議案第1号 区分地上権設定3については、千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議案第1号 区分地上権設定3を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し付することとします。

---

議長 次に、賃貸借権設定3を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、賃貸者権設定3について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

申請概要は議案記載のとおりです。申請理由は、権利者が経営規模拡大、義務者が経営規模の縮小です。申請地は、NTT東日本十倉電話交換局から北へ約530メートルに位置し、農地ですが管理されていませんでした。境界杭は確定しており、進入路も市道により確保され第三者の権利もありません。権利者の要件につきましては、議案2ページで説明しており省略させていただきます。会社から申請地まで約36キロメートル、車で55分程度です。

以上のことから許可相当と考えます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議長 次に、農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定4を議題とします。

なお、本件については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定4と関連がありますので、一括議題といたします。採決は議案第1号 区分地上権設定4、議案第2号 一時転用を伴う賃貸借権設定4で分割して行います。議案第1号 農地法第3条区分地上権設定4及び議案第2号 農地法第5条一時転用を伴う賃貸借権設定4について、森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、区分地上権設定4について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

申請概要は議案記載のとおりです。申請理由として、権利者は営農型太陽光設備の設置し売電事業を行いたい。義務者は権利者の要望のためとのことです。

申請地等については、賃貸借権設定3と同様になります。また、権利者の法人要件、事業要件、その他要件は議案の3ページで説明したとおりとなります。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請、一時転用を伴う賃貸借権設定4について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

申請概要は議案記載のとおりです。申請地及び関係書類についても区分地上権設定4と同様です。転用用途は、営農型太陽光発電施設用地で賃貸借権設定、概要は太陽光発電設備で枚数等については記載のとおりです。

選定理由は、採光等自然条件に恵まれた土地であること、申請農地以外での利用可能な土地がないとのことです。また、進入路の確保や境界杭も確定しており、事業総額を上回る残高証明の添付がされていました。

工事期間は許可後から2か月を予定しています。周辺農地への支障については、太陽光発電事業のため影響はないと思われますが、隣接農地の方への説明は訪問したが留守のためポストに手紙を投稿したところ意見はなかったとのことです。土砂流出対策はブロック積みで流出を防ぎ、防災計画は周辺の安全を確保した上で事業を行う、ガス、粉じん等の

発生予定もなく、排水計画について雨水は宅地内浸透、日照、通風等による支障なし。転用期間は適当。農地復元誓約書も確認しました。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条区分地上権設定4について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議長 長 次に、議案第2号 農地法第5条一時転用を伴う賃貸借権設定4について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。なお、議案第1号 区分地上権設定4については、千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議案第1号 区分地上権設定4を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し付することとします。

---

#### ◎議案第2号

議長 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。担当委員は私、相川です。

申請概要は議案記載のとおりです。農振除外は平成10年6月10日、全体見直しです。申請地の位置は、富里中学校より七栄方面に向かい、1キロメートル先のコンビニの信号を左折し左側に位置します。農地区分は第2種農地で、現況はきれいに整地されていました。転用目的は、現在、アパートに暮らしており、子供の成長とともに手狭になってきたので住宅を建設するとのことです。また、選定理由としては、分譲販売が行われており希望に合ったことから購入を決めたとのことです。事業総額を上回る融資証明の添付がされており、工事期間は許可後から12月末までを予定しています。

転用面積は適当で、土砂等の流出対策は隣地に流出しないように注意する。土砂の搬入はなし。防災計画として、工事中における材料等の飛散には十分注意するとのことです。

この土地は、四方が住宅に囲まれていて、農地として利用するには困難と思われ、宅地への転用が適当と思われます。

以上のことから許可相当と考えます。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

議長 長 次に、農地法第5条の規定による許可申請について、賃貸借設定1を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請、賃貸借設定1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。担当委員は私、相川です。

申請概要は議案記載のとおりです。農振除外は平成10年6月10日、全体見直しです。申請地の位置は、富里中学校より中沢方面に向かい、1.5キロメートル先のコンビニの信号を左折し右側に位置します。農地区分は第2種農地で、現況は人参を収穫した後でした。転用目的は、建設機械置場。権利設定は賃貸借権の設定。概要として建設機械を100台から150台を置きたいとのことです。転用事由としては、事業が好転し建設機械置場が狭くなり困っているとのこと。事業総額の内訳として、主に整地費で、事業実施の資金は全額自己資金で残高証明が添付されていました。工事期間は、許可後から6月末までを予定しています。土砂等の流出は、敷地に鉄板等を敷き防ぐとのことです。工事期間中の防災対策は特になし。ガス、粉じん等の発生ありません。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

### ◎議案第3号

議長 日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、2月25日付けにて、富里市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の15ページに、3年新規で畑9筆、19,220平方メートル。次第の16ページに、6年新規で畑3筆、4,628平方メートル。次第の17ページに、10年新規で畑

8筆、25,771平方メートル。次第の18ページに、3年更新で畑4筆、7,790平方メートル。次第の19ページに6年更新で畑5筆、9,559平方メートル。次第の20、21ページに10年更新で畑10筆、17,964平方メートル。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第4号

議 長 日程第5 議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見についてご説明します。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、2月25日付けにて、富里市長より農用地利用配分計画(案)についての意見を求められたものです。

内容につきましては、次第の22ページに2件ございます。

計画に記載されている農地情報は、公簿上の記録と一致しており、第三者の権利もありませんので、計画に問題はないと思われます。

以上です。

議 長 議案第4号について意見を求めます。意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

本案は意見なしとする旨、市長へ答申することに決定しました。

以上で審議案件は終了しました。

---

◎議案第5号

議 長 日程第6 議案第5号 非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい議長。

議案第5号 非農地判断についてご説明します。

国の通知において、利用状況調査の結果、すでに森林の様相を呈するなど農業上の利用を図ることが見込まれない農地があった場合に、農業委員会は当該農地について農地に該当しない旨の判断を行った上で、農地台帳から除外することとされています。

次第の23ページに記載の土地2筆については、本年度の利用状況調査で現況山林及び現況宅地と確認しており、農地としての再生利用が困難であると思われますので、非農地とするのが相当と思われます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午2時11分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員